

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月30日

【発行者名】 F C インベストメント・リミテッド
(FC Investment Ltd.)

【代表者の役職氏名】 取締役 リー・ワイ・リム
(Lee Wai Lim)

【本店の所在の場所】 英領西インド諸島、ケイマン諸島、KY1 - 1111、グランド・ケイマン、私書箱2681、ハッチンス・ドライブ、クリケット・スクエア、コンヤーズ・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド気付
(c/o Conyers Trust Company (Cayman) Limited, Cricket Square, Hutchins Drive, P.O. Box 2681, Grand Cayman KY1-1111, Cayman Islands, British West Indies)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 F C グローバル ベトナムファンド
(FC Global Vietnam Fund)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】 上限見込額は、5億米ドル（約768億円）
(注) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）の円貨換算額は、
2026年1月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の
仲値（1米ドル=153.66円）によります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2026年3月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）につきまして、「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況」の「1 ファンドの性格」、「4 手数料等及び税金」および「5 運用状況」、「第3 ファンドの経理状況」、ならびに「第三部 特別情報、第1 管理会社の概況」の「1 管理会社の概況」、「2 事業の内容及び営業の概況」および「3 管理会社の経理状況」を新たな情報により訂正および追加するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み 管理会社の概況	3 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加または更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

(1) 投資状況（資産別および地域別の投資状況）

FCグローバル ベトナムファンド（FC Global Vietnam Fund）（以下、「FCグローバル」を「ファンド」、「ベトナムファンド」を「サブ・ファンド」といいます。）の運用状況は次のとおりです。

（2026年4月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	ベトナム	25,787,162.03	99.09
小計		25,787,162.03	99.09
現金・その他の資産（負債控除後）		237,664.54	0.91
総計（純資産総額）		26,024,826.57 (約4,174百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2026年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=160.39円）によります。以下、米ドルの円貨換算はすべてこれによります。

(注3) ファンドは、ケイマン法に基づいて設立されますが、ファンド証券は、米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行います。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、別段の記載がない限り四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(2) 運用実績

純資産の推移

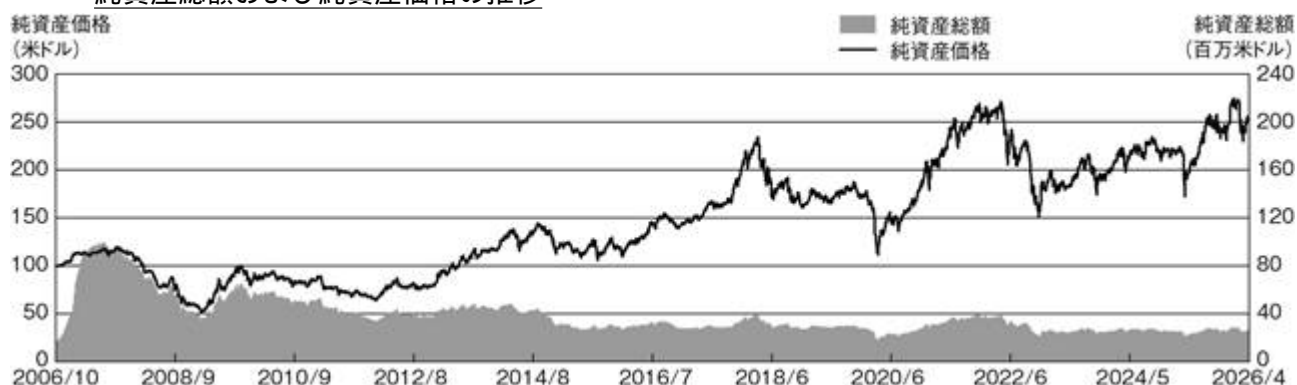
2026年4月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額		純資産価格(注1)	
	米ドル	円	米ドル	円
2025年5月末日	23,630,908.35	3,790,161,390	207.98	33,358
6月末日	24,250,655.88	3,889,562,697	216.96	34,798
7月末日	25,448,338.30	4,081,658,980	229.21	36,763
8月末日	27,876,703.90	4,471,144,539	255.29	40,946
9月末日	26,603,233.40	4,266,892,605	244.90	39,280
10月末日	26,218,395.66	4,205,168,480	244.14	39,158
11月末日	25,671,485.76	4,117,449,601	240.60	38,590
12月末日	26,350,577.06	4,226,369,055	247.83	39,749
2026年1月末日	28,860,891.15	4,628,998,332	273.52	43,870
2月末日	28,573,857.84	4,582,961,059	272.86	43,764
3月末日	25,061,651.47	4,019,638,279	241.80	38,782
4月末日	26,024,826.57	4,174,121,934	251.86	40,396

(注1) 1口当たりの純資産価格を「純資産価格」といいます。以下同じです。

(注2) 会計年度末および中間期末の財務諸表において表示されている数値は、管理報酬、受託報酬およびその他費用がその発生時に費やされるものとして作成されることがあり、また、金融資産評価勘定について期末における公正価値を調整した数値が表示されることがあるため、募集目論見書に従って計算されている上記の純資産総額および純資産価格とは異なることがあります。

純資産総額および純資産価格の推移



分配の推移

該当事項はありません。（2026年4月末日現在）

収益率の推移

計算期間	収益率（注）
2025年5月1日から2026年4月末日まで	29.73%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間最終日の純資産価格（当該計算期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該期間の直前の日（2025年4月末日）の純資産価格（分配落の額）

2 販売及び買戻しの実績

2026年4月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2026年4月末日現在の発行済口数は次の通りです。

販売口数	買戻口数	発行済口数
475 (475)	10,907 (10,907)	103,330 (103,330)

(注) () の内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

F C グローバル ベトナムファンド

- a . 本書記載のF C グローバル ベトナムファンドの邦文の中間財務書類（以下「邦文の中間財務書類」といいます。）は、シンガポール財務報告基準に準拠して作成された原文の中間財務書類（以下「原文の中間財務書類」といいます。）を管理会社が翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . 原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c . 邦文の中間財務書類には、原文の中間財務書類中の米ドル表示の金額について円換算額が併記されています。日本円への換算には、2026年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1米ドル = 160.39円の為替レートが使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 資産及び負債の状況

ベトナムファンド
(F C グローバルのサブトラスト)中間財政状態計算書
2026年 3月31日現在

	2026年 3月31日現在		2025年 9月30日現在	
	米ドル	千円	米ドル	千円
資産				
現金及び現金同等物	399,711	64,110	495,850	79,529
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	24,863,534	3,987,862	26,106,707	4,187,255
未決済投資	-	-	79,764	12,793
未収金	7,536	1,209	110,668	17,750
資産合計	25,270,781	4,053,181	26,792,989	4,297,328
持分				
受益者に帰属する純資産	25,061,651	4,019,638	26,603,233	4,266,893
持分合計	25,061,651	4,019,638	26,603,233	4,266,893
負債				
未払金	209,130	33,542	189,756	30,435
負債合計	209,130	33,542	189,756	30,435
持分及び負債合計	25,270,781	4,053,181	26,792,989	4,297,328

ベトナムファンド
(F C グローバルのサブトラスト)

中間包括利益計算書

	自 2025年10月1日 至 2026年3月31日		自 2024年10月1日 至 2025年3月31日	
	米ドル	千円	米ドル	千円
収益				
受取配当	132,789	21,298	124,363	19,947
受取利息	3,292	528	4,537	728
純外国為替差損益	(169,879)	(27,247)	(124,790)	(20,015)
損益を通じて公正価値で測定される金融資産 及び金融負債に係る公正価値の純変動	170,230	27,303	(1,840,248)	(295,157)
純利益 / (損失) 合計	<u>136,432</u>	<u>21,882</u>	<u>(1,836,138)</u>	<u>(294,498)</u>
費用				
管理報酬	11,972	1,920	11,462	1,838
投資運用報酬	106,266	17,044	102,057	16,369
受託報酬	14,959	2,399	14,935	2,395
保管及び管理事務代行報酬	117,044	18,773	116,014	18,607
監査報酬	27,923	4,479	27,424	4,399
販売報酬	66,416	10,652	63,737	10,223
代行協会員報酬	26,604	4,267	25,470	4,085
登録報酬	1,500	241	1,500	241
専門家報酬	13,867	2,224	13,867	2,224
その他費用	20,866	3,347	19,864	3,186
営業費用合計	<u>407,417</u>	<u>65,346</u>	<u>396,330</u>	<u>63,567</u>
外国源泉税控除前 (損失)	<u>(270,985)</u>	<u>(43,463)</u>	<u>(2,232,468)</u>	<u>(358,066)</u>
中間包括利益合計	<u>(270,985)</u>	<u>(43,463)</u>	<u>(2,232,468)</u>	<u>(358,066)</u>

ベトナムファンド
(F C グローバルのサブトラスト)

中間持分変動計算書

		自 2025年10月 1 日 至 2026年 3 月31日	
	受益証券口数	(米ドル)	(千円)
2026年 3 月31日			
期首における受益者に帰属する純資産総額	108,630	26,603,233	4,266,893
受益証券の発行額	330	79,875	12,811
受益証券の買戻額	(5,312)	(1,350,472)	(216,602)
受益証券取引による純減額	(4,982)	(1,270,597)	(203,791)
中間包括利益合計	-	(270,985)	(43,463)
中間期末における受益者に帰属する純資産総額	103,648	25,061,651	4,019,638

		自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31日	
2025年 3 月31日			
期首における受益者に帰属する純資産総額	118,686	27,654,256	4,435,466
受益証券の発行額	678	149,375	23,958
受益証券の買戻額	(5,503)	(1,208,027)	(193,755)
受益証券取引による純減額	(4,825)	(1,058,652)	(169,797)
中間包括利益合計	-	(2,232,468)	(358,066)
中間期末における受益者に帰属する純資産総額	113,861	24,363,136	3,907,603

(2) 投資有価証券明細表等
株式

(2026年3月末日現在)

順位	銘柄	国/地域	業種	株数	帳簿価額(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
1	VINHOMES JSC VND	ベトナム	不動産	408,450	3.33	1,360,207.56	3.91	1,596,900.75	6.37
2	BANK FOR FOREIGN TRADE JSC VND	ベトナム	銀行	723,542	2.01	1,453,367.62	2.21	1,595,664.86	6.37
3	VIETNAM JS COMMERCIAL BK VND	ベトナム	銀行	1,058,237	0.99	1,049,162.48	1.31	1,389,827.31	5.55
4	MOBILE WORLD INVESTMENT CORP VND	ベトナム	小売	403,396	3.29	1,326,995.31	3.10	1,252,525.82	5.00
5	PETROVIETNAM GAS JS VND	ベトナム	ガス	375,187	3.53	1,325,728.14	2.97	1,115,093.62	4.45
6	MILITARY COMMERCIAL JOINT STOCK BANK VND	ベトナム	銀行	1,110,129	0.38	424,277.94	1.00	1,114,553.51	4.45
7	VIETNAM PROSPERITY VND	ベトナム	銀行	1,062,233	0.87	921,623.84	1.01	1,076,546.63	4.30
8	VIETNAM TECHNOLOGICAL AND COM BANK VND	ベトナム	銀行	915,200	1.19	1,091,788.69	1.17	1,066,488.52	4.26
9	FPT CORP VND	ベトナム	電子装置	356,694	2.86	1,020,693.75	2.84	1,011,388.96	4.04
10	GEMADEPT CORP VND	ベトナム	運輸	331,666	1.92	637,950.50	3.02	1,000,852.04	3.99
11	MASAN GROUP CORP VND	ベトナム	食品	304,200	5.22	1,588,677.98	2.87	871,782.12	3.48
12	PHUNHUAN JEWELRY JSC VND	ベトナム	アパレル	207,554	3.72	771,709.55	4.10	850,857.15	3.40
13	HDBANK JSC VND	ベトナム	銀行	802,469	0.50	403,360.07	0.97	775,207.29	3.09
14	DIGIWORLD CORP VND	ベトナム	電子装置	398,108	2.03	807,172.83	1.74	692,098.93	2.76
15	BANK FOR INVESTMENT AND DEVELOPMENT VND	ベトナム	銀行	418,465	1.15	480,667.44	1.50	625,831.12	2.50
16	ASIA COMMERCIAL BANK VND	ベトナム	銀行	672,272	0.85	570,632.79	0.89	600,949.16	2.40
17	HOA PHAT GROUP JSC VND	ベトナム	鉄鋼	554,634	1.26	699,891.09	1.02	566,318.28	2.26
18	SAIGON THUONG TIN COMMERCIAL VND	ベトナム	銀行	188,013	1.36	255,837.80	2.36	443,894.81	1.77
19	VIETNAM DAIRY PRODUCTS VND	ベトナム	食品	192,380	3.65	701,398.92	2.30	441,791.23	1.76
20	SAIGON BEER ALCOHOL BEVERAGE VND	ベトナム	食品	247,400	3.52	871,189.24	1.68	416,011.39	1.66
21	VINH HOAN CORP VND	ベトナム	食品	169,440	2.71	459,994.24	2.24	379,463.28	1.51
22	FORTUNE VIETNAM JSC BANK VND	ベトナム	銀行	226,714	0.34	77,974.24	1.59	360,573.80	1.44
23	VINCOM RETAIL JSC VND	ベトナム	不動産	346,000	1.29	447,465.55	0.98	338,185.60	1.35
24	VIETNAM RUBBER GROUP LTD VND	ベトナム	化学	280,000	1.46	409,841.60	1.20	336,914.03	1.34
25	VINGROUP JSC VND	ベトナム	不動産	59,582	2.09	124,265.90	5.12	305,316.76	1.22
26	SSI SECURITIES CORP VND	ベトナム	証券	288,516	0.95	273,198.77	1.02	295,141.63	1.18
27	PETROVIETNAM CA MAU FERTILIZER JSC VND	ベトナム	化学	159,000	1.73	275,859.04	1.83	291,505.03	1.16
28	KINHBAO CITY DEVELOPMENT VND	ベトナム	不動産	238,000	1.80	429,538.20	1.21	288,183.72	1.15
29	BAOVIET HLDGS VND	ベトナム	保険	86,300	2.55	220,073.54	3.13	270,250.52	1.08

順位	銘柄	国/地域	業種	株数	帳簿価額（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率 （%）
					単価	合計	単価	合計	
30	REFRIGERATION ELEC ENGINEERING VND	ベトナム	コングロマ リット	91,122	1.68	152,951.08	2.60	236,927.57	0.95
31	BINH SON REFINING AND PETROCHEMICAL VND	ベトナム	エネルギー	209,950	0.72	152,103.85	1.05	220,349.87	0.88
32	PC1 GROUP JSC VND	ベトナム	資本財	201,231	0.79	158,735.14	1.07	216,163.87	0.86
33	PETROVIETNAM POWER CORP VND	ベトナム	エネルギー	422,800	0.50	211,608.61	0.49	208,631.62	0.83
34	KHANG DIEN HOUSE TRADING AND INV JSC VND	ベトナム	不動産	206,076	1.48	305,571.60	0.99	203,377.35	0.81
35	HO CHI MINH CITY SECURITIES VND	ベトナム	証券	235,807	0.80	188,537.03	0.86	203,181.59	0.81
36	FPT DIGITAL RETAIL VND	ベトナム	小売	33,175	2.38	79,075.85	5.96	197,702.60	0.79
37	VIETJET AVIATION JSC VND	ベトナム	運輸	33,000	5.76	189,939.36	5.92	195,407.09	0.78
38	VIETNAM NATL PETROLEUM VND	ベトナム	エネルギー	117,460	2.25	264,795.98	1.53	180,124.65	0.72
39	VIETTEL CONSTRUCTION JSC VND	ベトナム	建設	50,030	3.43	171,383.45	3.27	163,696.56	0.65
40	NAM LONG INVESTMENT CORP VND	ベトナム	不動産	145,819	2.13	311,026.40	1.10	160,514.35	0.64
41	HAI AN TRANSPORT AND STEVEDORING JSC VND	ベトナム	運輸	67,275	1.02	68,445.26	2.15	144,790.00	0.58
42	DONG HAI JSC OF BENTRE VND	ベトナム	紙製品	96,884	2.44	236,194.30	1.33	129,080.60	0.52
43	PETROVIETNAM TRANSPORTATION VND	ベトナム	エネルギー	153,210	0.74	113,963.47	0.83	126,778.44	0.51
44	VIET CAPITAL SECURITIES JSC VND	ベトナム	証券	119,349	1.19	142,407.05	1.01	120,957.23	0.48
45	VNDIRECT SECURITIES CORP VND	ベトナム	証券	193,750	1.01	195,694.73	0.60	116,198.52	0.46
46	AIRPORTS CORP OF VIETNAM VND	ベトナム	運輸	56,615	1.86	105,334.96	1.72	97,349.00	0.39
47	IDICO CORP JSC VND	ベトナム	資本財	50,600	2.05	103,738.34	1.87	94,688.94	0.38
48	DUC GIANG CHEMICALS JSC VND	ベトナム	化学	49,154	2.98	146,496.30	1.91	93,662.21	0.37
49	MASAN CONSUMER CORP VND	ベトナム	食品	12,712	1.82	23,134.75	5.47	69,482.94	0.28
50	GELEX GROUP JSC VND	ベトナム	電気設備	42,735	2.02	86,453.17	1.40	60,018.79	0.24
51	PETROVIETNAM TECHNICAL SERVICES CORP VND	ベトナム	エネルギー	32,100	1.15	36,987.03	1.55	49,834.50	0.20
52	BINH MINH PLASTICS JS VND	ベトナム	建設関連商 品	7,002	4.40	30,795.58	4.90	34,312.32	0.14
53	COTECCONS CONS JSC VND	ベトナム	建設	10,500	2.99	31,415.86	3.24	34,036.82	0.14
54	DAT XANH GROUP JSC VND	ベトナム	不動産	55,253	0.76	42,164.49	0.55	30,515.51	0.12
55	BINH DUONG WATER ENVIROMENT JSC VND	ベトナム	公益事業	18,600	2.03	37,817.08	1.63	30,358.70	0.12
56	HA DO JSC VND	ベトナム	建設	26,317	1.61	42,438.33	1.12	29,568.54	0.12
57	THU DAU MOT WATER JSC VND	ベトナム	公益事業	8,700	2.27	19,753.47	2.09	18,162.84	0.07

順位	銘柄	国/地域	業種	株数	帳簿価額(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
58	MAI LINH GROUP VND 34HNDL	ベトナム	サービス	509,434	3.29	1,674,853.37	0.03	17,403.33	0.07
59	HOA SEN GROUP VND	ベトナム	鉄鋼	17,989	1.26	22,720.96	0.56	10,139.94	0.04

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

管理会社の2026年4月末日現在の資本金は5,000万円で、全額払込済みです。管理会社は、1株50,000円の記名式株式1,000株を発行済みです。

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することを含みます。

管理会社は、2026年4月末日現在、以下のとおり、公募投資信託2本の管理・運用を行っています。

(2026年4月末日現在)

国別 (設立国)	種類別	本数	純資産の合計(通貨別)
ケイマン	公募	1	26,024,826.57米ドル
		1	6,698,950,603円

(3) その他

管理会社の定款は、随時、ケイマン諸島の会社法上の定足数を充たした株主総会の決議により変更することができます。

本書提出前6か月以内において管理会社に重要な影響を与えまたは与えると予想される事実は生じていません。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を管理会社が翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . 管理会社の中間財務書類は、本国における独立監査人の監査を受けていません。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は、日本円で表示されています。

(1) 資産及び負債の状況

F C インベストメント・リミテッド
中間貸借対照表
2026年2月28日現在

(単位 : 円)

資産の部		負債の部	
流動資産 :	103,777,636	流動負債 :	138,740
現金及び預金	26,103,512	未払金	138,740
売掛金	1,629,780	負債合計	138,740
未収入金	323,626	純資産の部	
短期貸付金	70,000,000	株主資本	103,638,896
営業投資有価証券	5,313,819	資本金	50,000,000
その他	406,899	利益剰余金	53,638,896
		その他利益剰余金	53,638,896
		繰越利益剰余金	53,638,896
		純資産合計	103,638,896
資産合計	103,777,636	負債純資産合計	103,777,636

(2) 損益の状況

F C インベストメント・リミテッド
中間損益計算書
自 2025年9月1日 至 2026年2月28日

(単位 : 円)

科目	金額	
売上高		16,446,131
売上原価		1,535,484
売上総利益		14,910,647
販売費及び一般管理費		7,189,872
営業利益		7,720,775
営業外収益		
受取利息	630,998	
為替差益	2,562	633,560
営業外費用		
投資有価証券精算損	4,835,316	4,835,316
経常利益		3,519,019
税引前中間純利益		3,519,019
中間純利益		3,519,019

[次へ](#)

(2) その他の訂正

訂正部分は下線で示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

4 手数料等及び税金

<訂正前>

(前略)

(5) 課税上の取扱い

(A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

サブ・ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。
- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。）を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。
- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されますので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。
確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。
- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等または金融機関等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。
- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

（後略）

<訂正後>

(前略)

(5) 課税上の取扱い

(A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

サブ・ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。
- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。）を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2048年1月1日以後は15.15%の税率となります。）。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。
- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1

月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されますので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等または金融機関等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されず（2048年1月1日以後は15.15%の税率となります。）。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。
- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

（後略）